

新 旧 対

照 表 (案)

新

旧

高知県消費生活審議会運営要領 (抜粋)

高知県消費生活審議会運営要領 (抜粋)

(消費者教育推進地域協議会としての役割)

第5条 審議会は、消費者教育の推進に関する法律 (平成24年法律第61号) 第20条第1項の規定に基づく消費者教育推進地域協議会を兼ねるものとする。

(議事録)

(議事録)

第6条 略

第5条 略

(庶務)

(庶務)

第7条 略

第6条 略